

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める国会請願署名

【請願趣旨】

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる—— 冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。2000年代に入り、足利事件に始まり、東電OL殺人事件、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が相次いで出されました。一方、袴田事件や大崎事件のようにやっと勝ち取った再審開始決定が、検察官の不服申し立てによって取り消される事件も少なくありません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては裁判の長期化によって無念の獄死を強いられました。

このような再審の状況を踏まえて、日本弁護士連合会は、第62回人権擁護大会（2019年10月）において再審法改正を求める決議を全員一致で採択しました。また、国民の中からも冤罪犠牲者を早期に救済するために再審法の改正を求める市民運動が起こり、いま地方議会でも「再審制度の見直しを求める意見書」などが採択され、新聞各社も社説で再審法改正の必要性を主張するなど、世論が高まっています。

冤罪被害者の一刻も早い救済のために、少なくとも以下の3点について速やかに改正するようお願いします。

【請願事項】

1、再審のためのすべての証拠を開示すること

これまで再審無罪となった冤罪事件のほとんどすべてにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠しつけていたことが明らかになっています。こうした証拠隠しこそ、誤判の最大要因の一つです。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。冤罪をなくすためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせないことは明らかです。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちのすべての証拠の開示が必要です。

2、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること

再審開始決定に対して検察が上訴して取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにしかありません。有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。仮に検察に再審開始決定に対する不服があったとしても、この再審公判で主張できます。したがって再審開始決定自体について、検察に不服申立てを認める必要はありません。検察の再審開始決定に対する不服申立ては禁止すべきです。

3、再審における手続きを整備すること

現行法では、再審請求審をどのような手続きで行うのか規定がないに等しく、再審請求人の権利がほとんど保障されていません。裁判所は、再審請求審で弁護人との進行協議に応じないまま事件を放置したり、審理が公開されることもなく証拠調べもおこなわずにいきなり再審請求を棄却する実態があります。したがって、再審の手続きを整備し、ルールを作る必要があります。

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

お名前	ご住所

連絡先	再審法改正をめざす市民の会 〒160-0023東京都新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201桜井司法研究所気付 TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798 https://www.rain-saishin.org/	取り扱い団体	
-----	---	--------	--